

# 第三者認証のあり方、 認定機関の認定スキーム

---

英知法律事務所  
弁護士森亮二

# 認証機関の要求事項－工業標準化法

## 工業標準化法(JIS法) 第28条 (H16改正前 国が指定した機関)

主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 1 **認定(中略)の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。**
- 2 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて省令で定める**構成員の構成**が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 3 **認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定が不公正になるおそれがないものであること。**
- 4 その指定をすることによって申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

## 工業標準化法(JIS法) 第27条1項1号(現行法 国際基準に基づいて登録した民間機関)

**国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた**製品の認証を行う機関に関する**基準**に適合するものであること

# 認証機関の要求事項－JISQ

## JISQ17021-1 認証機関の要求事項の概要

- JISQは、JISのうち「管理システム」の部門に関するもの
- 正式には、「適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第1部：要求事項」JISQ17021-1:2015
- ISO/IEC17021-1を基にした国際一致規格
- こちらはマネジメントシステムについてのもので、製品の認証機関については、JISQ0065がある。

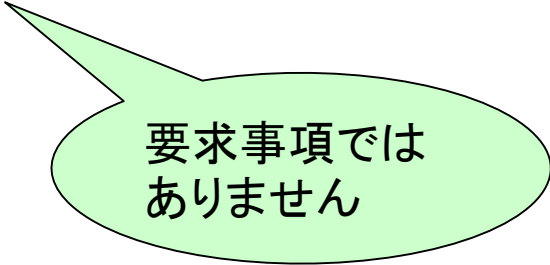
# 認証機関の要求事項－JISQ

## JISQ17021-1 認証機関の要求事項の概要

### <信頼できる認証の基盤となる原則>

4「原則」

- 公平性
- 力量
- 責任
- 透明性
- 機密保持
- 苦情への適切な対応
- リスクに基づくアプローチ



要求事項では  
ありません

# 認証機関の要求事項－JISQ

## JISQ17021-1 認証機関の要求事項の概要

### <一般的要求事項>

5「一般的要求事項」

- 法的責任を負う法人であること
- 申請事業者と合意書を結ぶこと
- 公平性のマネジメント
  - 公平性を損なう商業的、財務的圧力を容認しない
  - 公平性について助言する諮問委員会

### <組織運営機構に関する要求事項>

6「組織運営機構に関する要求事項」

- 公平性の確保等に関する包括的な権限をもつトップマネジメントを特定すること
- 認証に関わる委員会についての規則をもつこと

# 認証機関の要求事項－JISQ

## JISQ17021-1 認証機関の要求事項の概要

### <資源に関する要求事項>

7「資源に関する要求事項」

- 要員の力量
- 外部委託

### <情報に関する要求事項>

8「情報に関する要求事項」

- 以下について情報公開
  - 審査プロセス
  - 認証の授与、拒否、更新、一時停止、取消等
  - 認証マーク・ロゴの使用ルール
  - 苦情・異議申立ての処理プロセス
- 認証マークの使用
  - 認証マークを管理する規則を持つこと
  - マークから認証機関へのトレーサビリティの確保(認証対象、認証機関の明確さ)
- 機密保持
  - 審査に際して取得した申請事業者の情報の機密保持

# 認証機関の要求事項－JISQ

## JISQ17021-1 認証機関の要求事項の概要

### 9「プロセス要求事項」

#### <プロセス要求事項>

- 申請、申請のレビュー
- 審査プログラムの策定(初回審査、定期的監視審査、再認証審査...)
- 審査の計画作成(審査目的、審査範囲、審査基準)
- 審査の実施
  - 審査報告書作成
- 認証の決定
  - 審査実施者と決定者(委員会等)は異なるものであること
- 認証の維持
  - 重大な不適合事由等についての対応 + 定期的監視(サーベイランス活動)のチェック
- 定期的な監視活動
- 再認証
- 異議申立・苦情の対応

# 認証機関の要求事項－JISQ

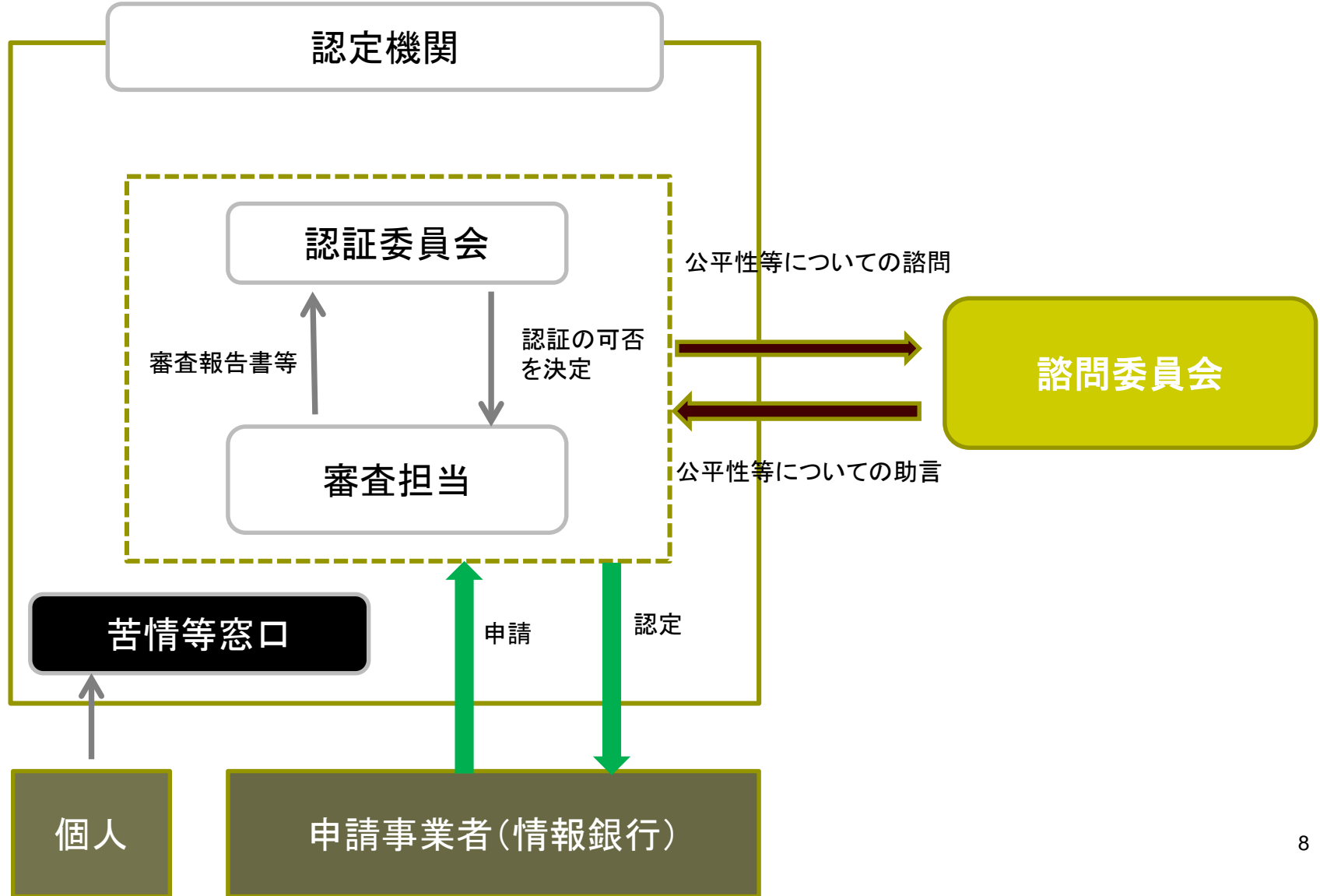
JISQ17021-1 認証機関の要求事項の概要

## <認証機関に関するマネジメントシステム要求事項>

- 前記の要求事項の遵守ができるようなマネジメントシステムの確立と維持
- 要求事項のマニュアル化
- 文書・記録の管理
- マネジメントレビュー
  - 少なくとも年1回
- 内部監査
- 是正措置



# 認証の運用体制(イメージ)



# 参考—「第三者委員会」の要求事項

「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」2010年日本弁護士連合会

## 第2部 指針

### 第2. 第三者委員会の独立性、中立性についての指針

#### 1. 起案権の専属

調査報告書の起案権は第三者委員会に専属する。

#### 2. 調査報告書の記載内容

第三者委員会は、調査により判明した事実とその評価を、企業等の現在の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。

#### 3. 調査報告書の事前非開示

第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等に開示しない。

## 参考—「第三者委員会」の要求事項

「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」2010年日本弁護士連合会

### 第2. 第三者委員会の独立性、中立性についての指針(つづき)

#### 4. 資料等の処分権

第三者委員会が調査の過程で収集した資料等については、原則として、第三者委員会が処分権を専有する。

#### 5. 利害関係

企業等と利害関係を有する者\*は、委員に就任することができない。

- \* 顧問弁護士は、「利害関係を有する者」に該当する。企業等の業務を受任したことがある弁護士や社外役員については、直ちに「利害関係を有する者」に該当するものではなく、ケース・バイ・ケースで判断されることになろう。なお、調査報告書には、委員の企業等との関係性を記載して、ステークホルダーによる評価の対象とすべきであろう。